

■ 詳しいご利用方法・走行上の注意点

C.広島・山口発着
四国乗り放題プラン

ご利用上のポイント

- 1 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。
- 2 お申し込みいただいた期間内にご利用ください。
- 3 定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

本割引プランのご利用には、本四高速の料金が別途必要です。

本割引プランはNEXCO西日本の料金のうち、「C.広島・山口発着エリアから四国乗り放題エリアまでの1往復と四国内の高速道路乗り放題」が対象です。C.広島・山口発着エリアから四国乗り放題エリアまでの途中、本州四国連絡高速道路(株)が管理する神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・西瀬戸道(しまなみ海道)の料金が別途必要となります。

○ 別途必要となる本四高速の料金(全線を直通された場合の片道料金)

車種	普通車		軽自動車等	
	休日	平日	休日	平日
神戸淡路鳴門道 (神戸西～鳴門)	2,620	3,280	2,110	2,660
瀬戸中央道 (早島～坂出)	1,950	2,270	1,590	1,850
西瀬戸道 (西瀬戸尾道～今治)	2,260	2,890	1,850	2,410

※JB本四高速のご利用については、ご利用区間に応じた通行料金が、本割引プランの料金とは別に必要となります。
※JB本四高速における料金の詳細については、[本州四国連絡高速道路 料金割引のご案内](#)(外部リンク)をご覧ください。

ポイント① 往路走行→周遊走行→復路走行の順でご利用ください。

往路のご走行 (発着エリア→乗り放題エリア) → **C.広島・山口発着エリア内のICから高速道路に乗り、四国乗り放題エリア内のICで降りる**
・1回のみ有効、本四高速の区間を除き、途中で降りることはできません※
・JB本四高速の通行料金が別途必要です。

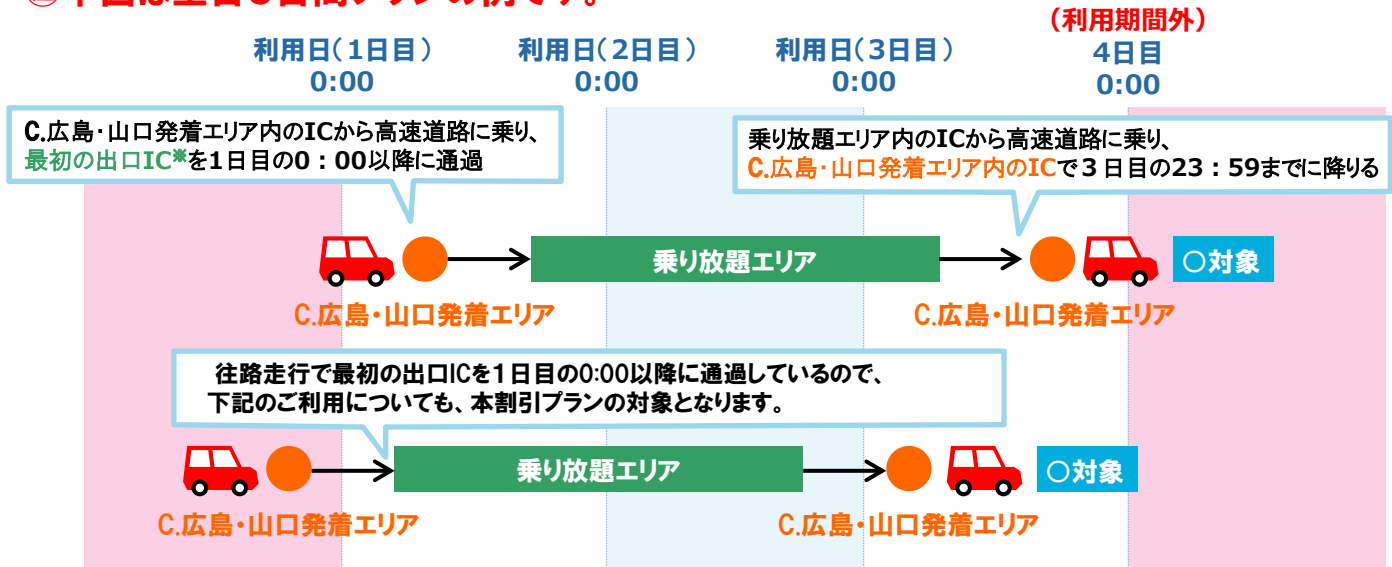
周遊のご走行 → **四国乗り放題エリア内の対象ICが乗り降り自由!**

復路のご走行 (乗り放題エリア→発着エリア) ← **四国乗り放題エリア内のICから高速道路に乗り、C.広島・山口発着エリア内のICで降りる**
・1回のみ有効、本四高速の区間を除き、途中で降りることはできません※
・JB本四高速の通行料金が別途必要です。

※通行止めにより、途中で高速道路を流出する場合があります。
※C.広島・山口発着エリア～四国乗り放題エリアの間は、通行のみ可能な道路となっており、本四高速区間を除き、途中で降りることができませんのでご注意ください。

ポイント② お申込みいただいた期間内にご利用ください。

⑧ 下図は全日3日間プランの例です。



※最初の出口ICとは・・・

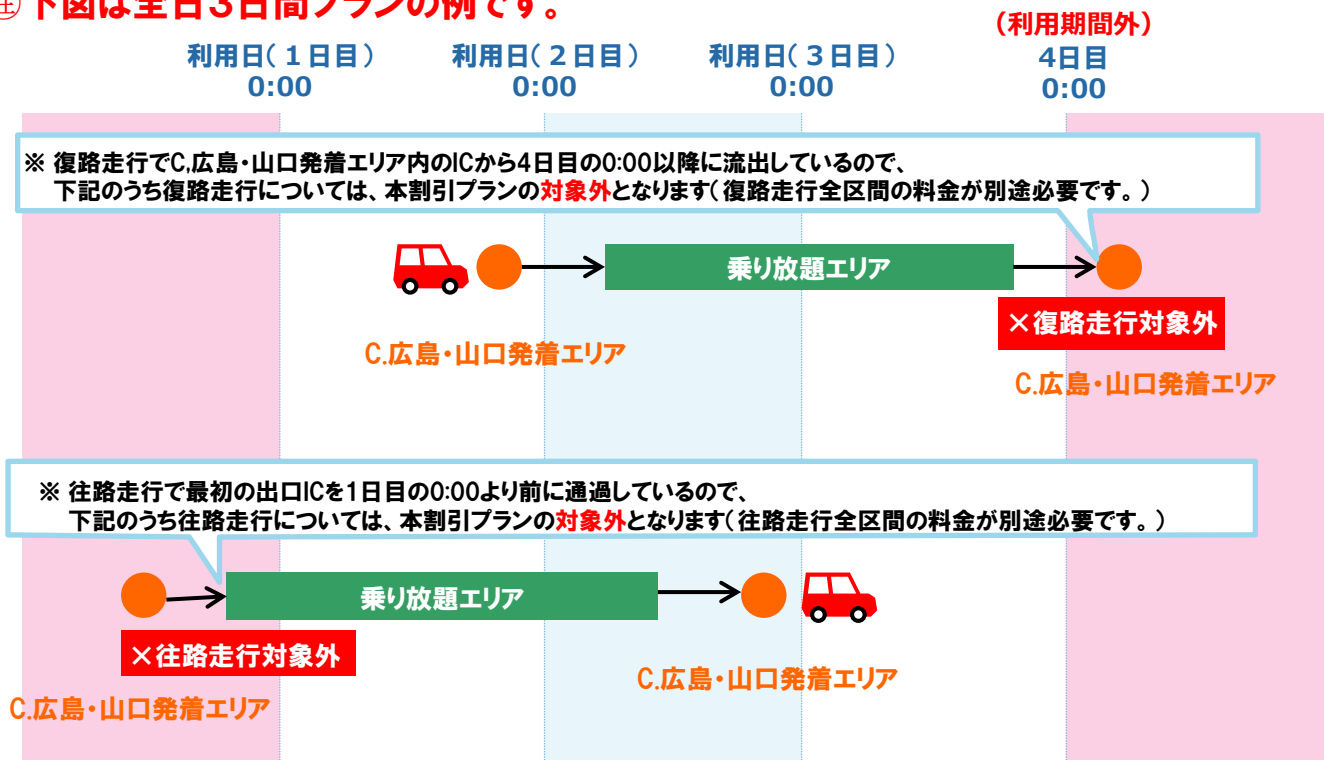
ご利用期間の判定は、料金をお支払いいただく料金所(出口IC料金所)の通過時刻で行います。

往路走行における利用期間の判定箇所は、下記のとおりです。

- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りしない場合・・・最初に降りる乗り放題エリア内のIC
- 神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道を経由、本四高速内で乗り降りする場合・・・最初に降りる本四高速内のIC
- 西瀬戸道(しまなみ海道)を経由する場合・・・福山西料金所または尾道料金所

ご注意ください！ 下記の走行をされた場合、本割引プランの対象外となり、別途料金のお支払いが必要となります。

⑨ 下図は全日3日間プランの例です。



往路走行・周遊走行・復路走行すべて、ご利用期間内(利用開始日0時～利用終了日23時59分)に完了した走行が本プラン適用の対象となります。

ポイント③

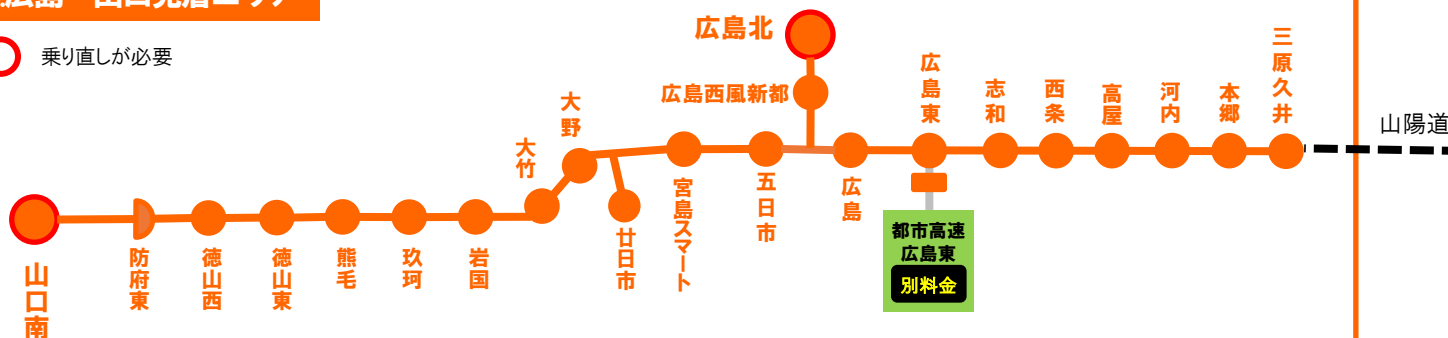
定められた対象道路・エリア内をご利用ください。

【ご走行上の注意！】

発着エリアの**対象外IC**から走行される場合は、往路・復路とも対象ICで**乗り直し**が必要です。

C.広島・山口発着エリア

○ 乗り直しが必要



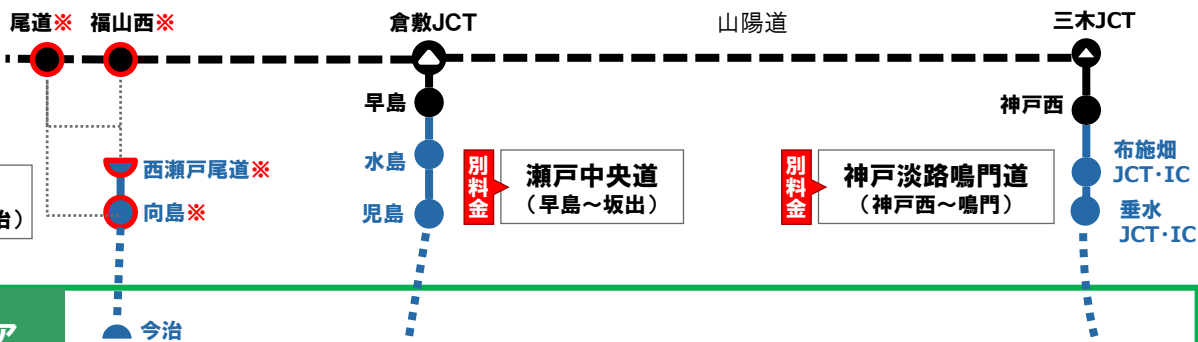
※広島高速から広島東ICを経由された場合でも対象となります。ただし、広島高速の料金が別途必要です。

JB本四高速(神戸淡路鳴門道・瀬戸中央道・しまなみ海道)区間は、本割引プランの対象外となり、別途料金が必要となります。往路・復路でご走行いただくJB本四高速のルートに指定はありません。(3つのいずれのルートでもご利用いただけます。)

※本州・四国間で西瀬戸道(しまなみ海道)をご利用の際は、福山西ICもしくは尾道ICと西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを経由してご利用ください。

別料金

西瀬戸道
(西瀬戸尾道～今治)



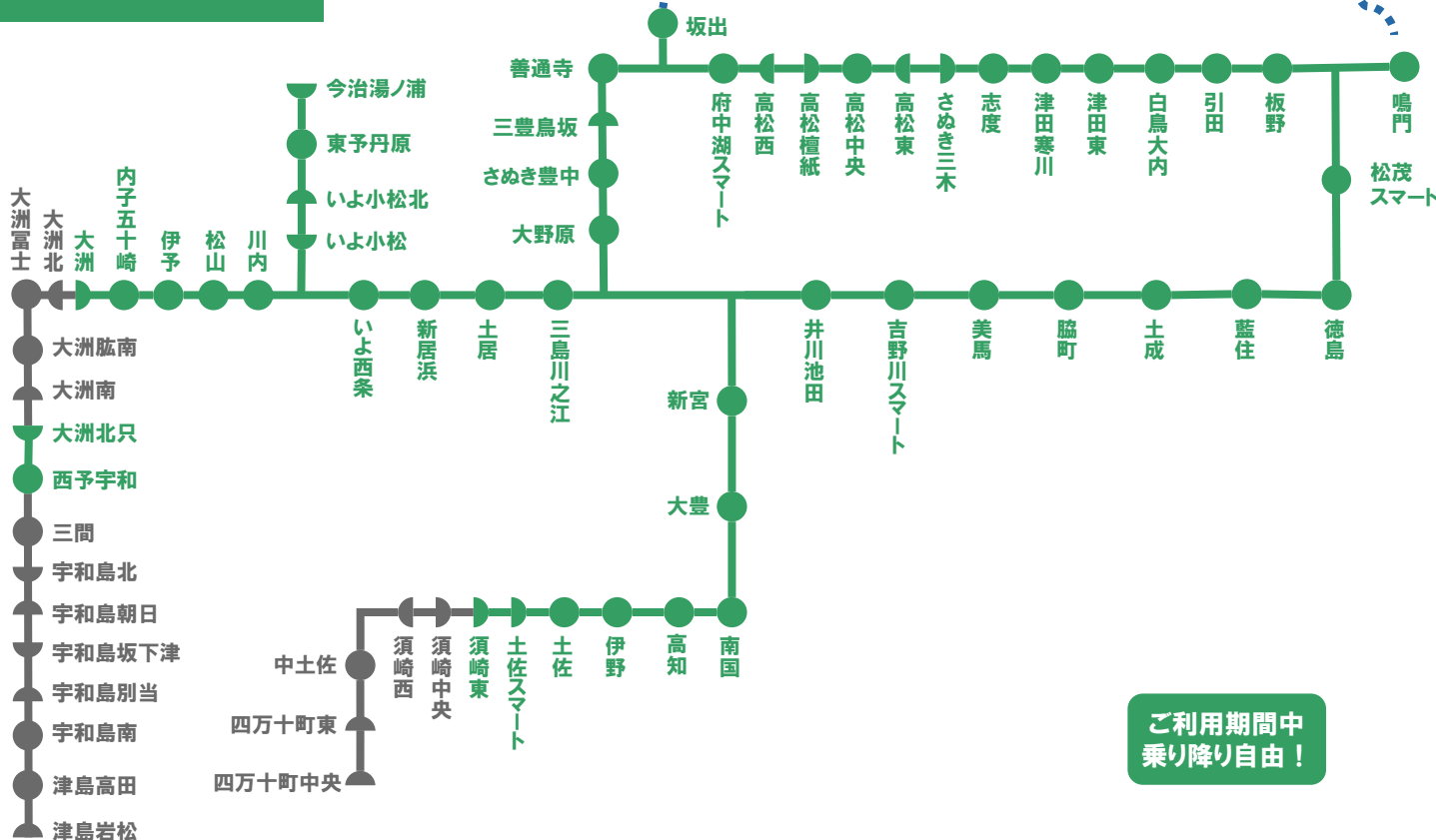
別料金

瀬戸中央道
(早島～坂出)

別料金

神戸淡路鳴門道
(神戸西～鳴門)

四国乗り放題エリア



ご利用期間中
乗り降り自由！

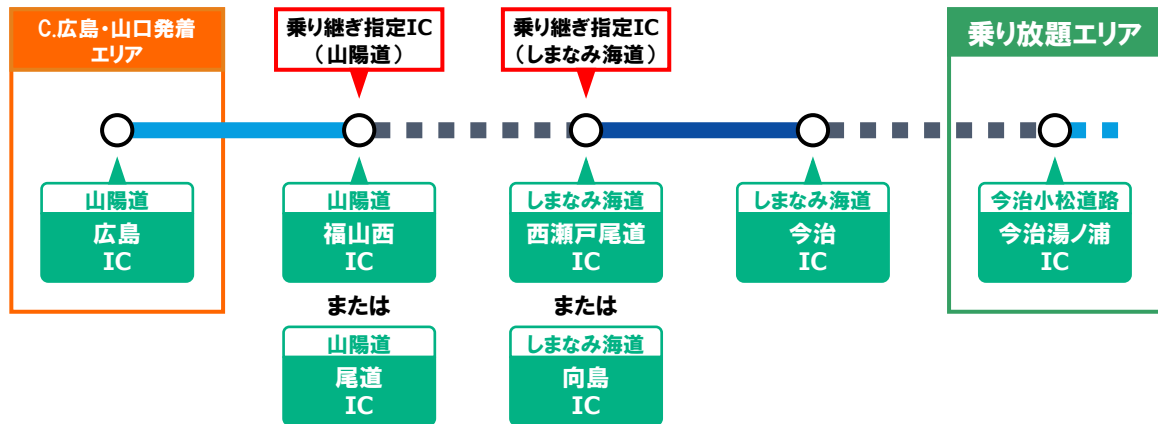
● IC(インターチェンジ) ● IC(片方側への乗り降りしかできないインターチェンジ)

—— 通行のみは可能な道路(途中のICでの乗り降り不可) ——— 無料区間 ●—— JB本四高速区間(途中乗降り可)

西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由してご利用のお客さまへ

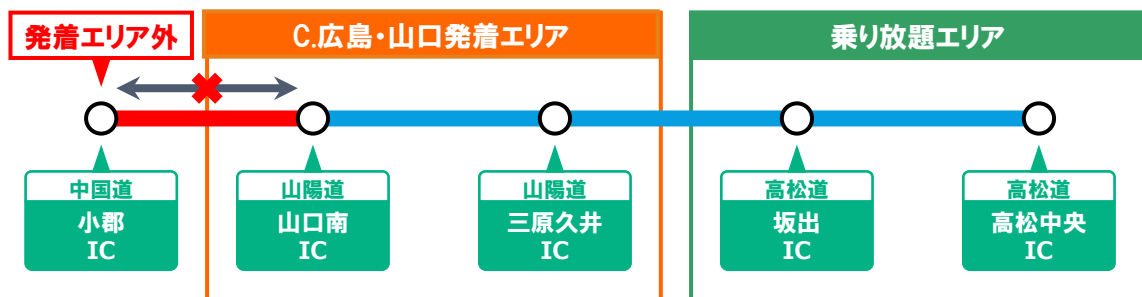
往路走行・復路走行において、西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由されるお客さまは、山陽自動車道の福山西ICもしくは尾道ICと西瀬戸自動車道(しまなみ海道)の西瀬戸尾道ICもしくは向島ICを經由して乗り継いでください(下図のとおり)。

○西瀬戸自動車道(しまなみ海道)を經由する場合のご走行例



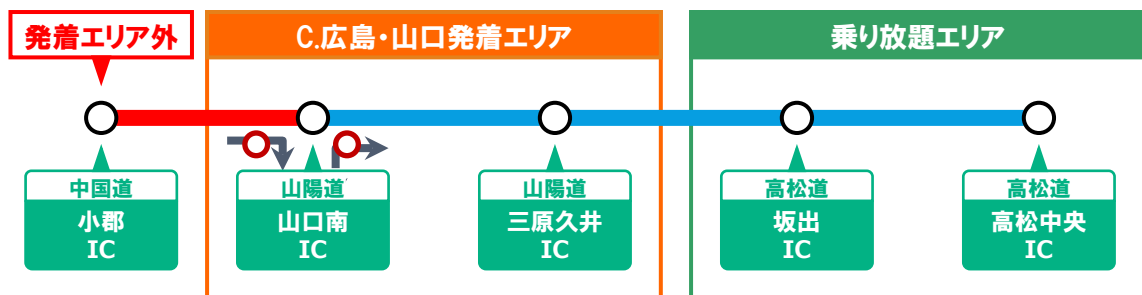
ご注意ください！ 下記の走行をされた場合、本割引プランの対象外となり、別途料金のお支払いが必要となります。

①C.広島・山口発着エリアを超えて走行された場合



往路走行は「C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、小郡ICはC.広島・山口発着エリアに指定されていないので、小郡IC～高松中央ICの全区間の料金を別途いただきます。

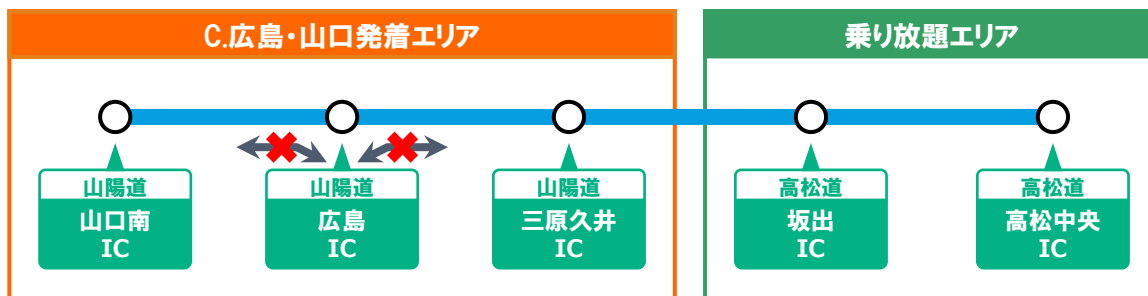
上記①のご走行(C.広島・山口発着エリア外のICからご利用)をされるお客さまの場合



上記①の場合、山口南ICで一旦、高速道路を降り、山口南ICから乗り直すことで、本割引プランの対象となります。なお、小郡IC～山口南ICのご走行分の料金を別途いただきます。

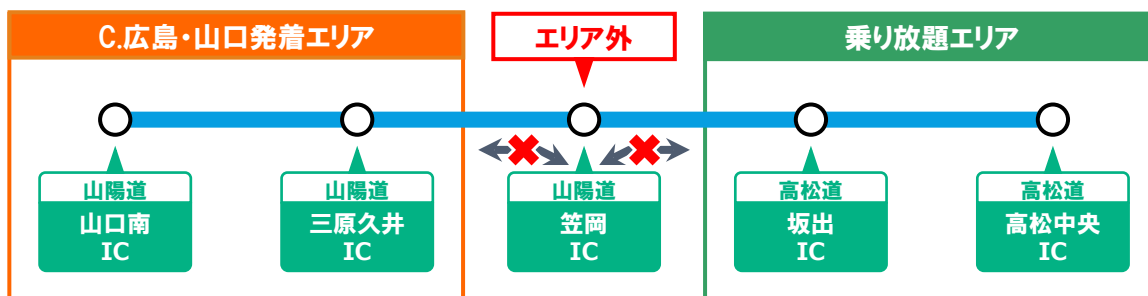
発着エリアの**対象外IC**から走行される場合は、往路・復路とも対象ICで**乗り直し**が必要です。

②C.広島・山口発着エリア内で一旦、高速道路を下りた場合



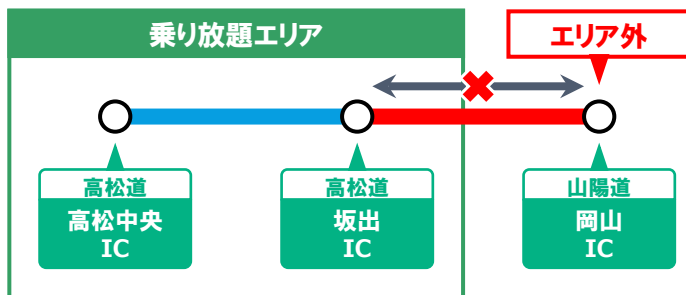
往路走行は「C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、C.広島・山口発着エリア内の広島ICで一旦、高速道路を降りているので、山口南IC～広島ICの走行分の料金を別途いただきます。

③C.広島・山口発着エリアと乗り放題エリアの間で高速道路を下りた場合(本四高速の区間を除く)



往路走行は「C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」こと、復路走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、C.広島・山口発着エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、笠岡ICはC.広島・山口発着エリア・乗り放題エリアともに指定されていないので、山口南IC～笠岡ICと笠岡IC～高松中央ICの全区間の料金を別途いただきます。

④乗り放題エリアを超えて走行された場合(周遊走行の途中で四国から出られた場合)



周遊走行は「乗り放題エリア内のICで高速道路に乗り、乗り放題エリア内のICで高速道路を降りる」ことが条件です。上記の場合、岡山ICは乗り放題エリアに指定されていないので、高松中央IC～岡山ICの全区間の料金を別途いただきます。

ご注意ください！ カーナビゲーションシステムは割引対象外の道路を案内する場合があります

カーナビゲーションシステムをご利用の場合、本割引プランの対象とならないルートをご案内される場合があります。
お出かけ前には必ず、本割引プランの対象となる道路・区間を確認の上、対象となる道路・区間をご利用ください。